たっくす

発行日　平成25年9月10日
発行人　新宿間税会
会長　川野 健二

顔の見える、地域の企業交流を目指して

vol.64

『税の標語』の募集をしました。

本年度事業計画の一環として、新宿税務署管内の小学校（16校）の6年生を対象に、税の意義や現状を理解していただき、私たちの暮らしの中でいきている税金について、関心と正しい知識をさらに深めていただくため、『税に関する標語』の募集活動に取り組みました。

学校訪問（募集）は、6月7日から6日間、当会の川野会長、松尾副会長および斎藤事務局長が、



新宿税務署・番家総務課長補佐様の協力を得て各小学校を訪問し、校長（又は副校長）に啓発を目的とした標語を募集する旨を説明し学校側も納得いただき、可能な限り協力いただける運びとなりました。

多数の応募を期待しながら、選考業務に会員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

◆着任のごあいさつ　新宿税務署長　高橋 幸治 …… p. 2
◆新任のごあいさつ　新宿間税会会長　川野 健二 …… p. 3
◆平成24年度定期総会 …… p. 4
◆平成24年度活動日誌 …… p. 5
◆税務署からのお知らせ …… p. 6
◆消費税Q&A …… p.10
◆追悼　**田尾 有一 前会長** …… p.12
◆新規会員募集・新規会員ご紹介 …… p.14

着任のご挨拶



新宿税務署長
髙　橋　幸　治

初秋の候、新宿間税会の会員の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で新宿税務署長を拝命し東京国税局調査第二部次長より転任して参りました髙橋です。出身は山形県南陽市です。

前任の武田署長同様よろしくお願い申し上げます。

新宿間税会の皆様方には、平素より、税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なご協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、昭和２７年に間接税に関する唯一の税務関係団体として設立された後、「消費税」の創設を契機に「消費税のあり方を考える会」として正しい税知識の普及と納税道義の高揚にご尽力いただいております。

昨年度も、税務研修会・講演会の開催、会報誌「たっくす」の発行、ホームページによる広報や、新たに「税の標語」の募集活動に取り組まれるなど多岐にわたる活動を積極的に展開されたことを伺っております。

このような貴会の活動に対しまして、私どもといたしましても大変心強く感じるとともに深く敬意を表する次第であります。

これらの事業活動に携わる皆様方には、大変なご苦労がおありかと存じますが、私どもといたしましても、新宿間税会の活動がより一層充実したものとなるよう、引き続き密接な連絡・協調を図りながら、できる限りのご協力、ご支援を行って参りたいと考えております。

ところで、社会経済のグローバル化やＩＴ化等により、最近の税務を取り巻く環境が変貌し、税務の執行面が複雑困難となっている中、国民の皆様の税に対する関心は一段と高まり、税の執行に対する透明性、公平性等の要請も益々高まっております。

このような状況の中で、私ども税務に携わる者といたしましては、環境の変化に的確に対応し、「適正・公平な税務行政の実現」に向け、また、国税電子申告・納税システムである e-Ｔａｘ等の納税者サービスを提供していくなど、納税者の視点に立った行政サービスの向上を図るため、なお一層の努力をして参る所存でございます。

しかしながら、この目的の達成にあたりましては、税の良き理解者であります皆様方のお力添えが、是非とも必要なことは言うまでもありません。

今後とも、暖かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、新宿間税会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

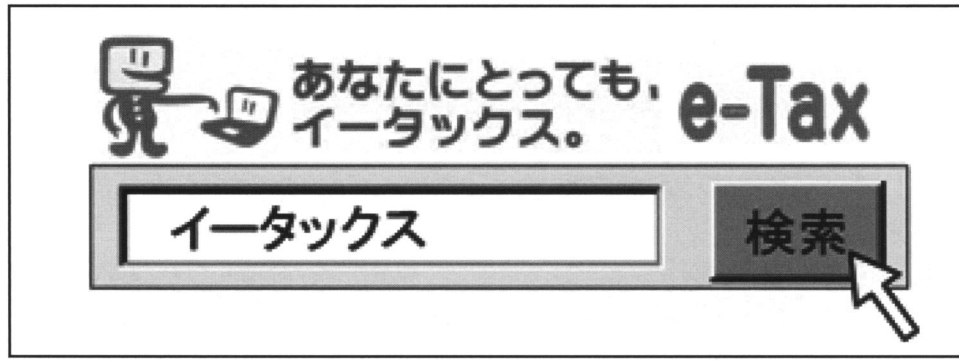

新任のご挨拶



新宿間税会 会長
川 野 健 二

初秋の候、会員の皆様方には、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

当間税会会長として２０余年という長い年月にわたり、新宿間税会の会員である私たちをここまで引っ張ってこられました株式会社アリミノの田尾有一会長が、この3月ご逝去されました。去る4月10日に、田尾有一会長の「お別れの会」がホテルオークラ東京で執り行われ多くの方々が参列されました。謹んでご逝去を悼みご冥福をお祈りいたすとともに、生前の温かいご指導に対し、あらためてここにあつくお礼申し上げます。

さて、私こと、このたび平成２４年度通常総会決議により、故田尾有一会長の後任として、平成２５年6月より新宿間税会会長に就任いたしました。

はなはだ未熟者ではございますが、選任されました上は誠心誠意努めてまいる所存でございます。前任の故田尾会長同様、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年より本会は、税務関係6団体において新宿租税教育推進協議会を通じ、新宿税務署のご協力を得て新宿区内の小学校を訪問し「小学生の税に関する標語」と題して募集と表彰を担当することになりました。また会員の皆様から「税の標語」の募集をしますので、ふるってご応募下さい。

ところで、私たちが国に納める税金２２種類のうち１６種類は間接税です。代表的なものとして消費税・酒税・揮発油税・タバコ税・印紙税などがあります。間接税は、私たちの国民生活にとって最も身近な税金であるといえます。当間税会はそのことを踏まえて、法人会員だけにとどまることなく、個人会員の募集まで視野に入れ、広く会員増強を図ってゆきたいと考えております。

最後になりますが、会員の皆様のご健康とご多幸を祈念して私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

新宿間税会のホームページをご活用ください！

イベント情報、会員紹介、会報誌「たっくす」バックナンバーほか
新宿間税会の情報を掲載しています。

ホームページアドレス
http://www.shinjuku-kanzeikai.jp/

◎ 平成24年度定期総会開催

新宿間税会の平成24年度定期総会が、平成25年6月13日(木)午後4時からハイアットリージェンシー東京の地下1階「天平」に於いて役員・会員36名が出席し、また、新宿税務署からは武田署長をはじめ幹部の方々をお迎えし、盛大に開催されました。

総会の議事内容については

(第1号議案)　平成24年度 事業経過報告

(第2号議案)　平成24年度 決算報告

(第3号議案)　平成24年度 監査報告

(第4号議案)　平成25年度 事業計画(案)

(第5号議案)　平成25年度 予算(案)

(第6号議案)　役員の改選について(案)



役員の改選では当会の会長でありました、田尾有一氏が今年の3月5日に死去されたことをうけ、本年度の会長の後任として、現副会長である川野健二様を会長職に推薦する提案等を慎重に審議し、他の議案についても満場一致で承認されました。

◆ 役員の異動、退職等に伴う退任者・新任者は次の方々です。

1．退　任

会　長	田尾有一氏(故)	(株式会社　アリミノ)
副会長	川野健二氏	(株式会社　カワノ・ジェム)
常任理事	高野吉太郎氏	(株式会社　新宿高野)
常任理事	星野孝之氏	(星野時計店)
理　事	宮武和良氏	(株式会社　アリミノ)
理　事	森田應学氏	(株式会社　アイロリ・コミュニケーションズ)
理　事	渡邊康一氏	(三宝製薬　株式会社)

2．新　任

会　長	川野健二氏	(株式会社　カワノ・ジェム)
副会長	高野吉太郎氏	(株式会社　新宿高野)
常任理事	森田應学氏	(株式会社　アイロリ・コミュニケーションズ)
相談役	宮武和良氏	(株式会社　アリミノ)



◎平成24年度活動日誌

H25.1.9　税務署への新年ご挨拶
　　於　新宿税務署　役員9名表敬訪問
H25.1.10　会報「たっくす」第63号発行
H25.1.16　第4回　団体長会議の開催
　　於　ハイアットリージェンシー東京
　　① 納税表彰式の決算報告について
　　② 中学生の作文表彰式決算報告について
H25.1.16　「新年賀詞交歓会」開催（税務関係6団体共催）
　　於　ハイアットリージェンシー東京　役員13名出席
H25.1.21　全管単位会「正副会長」「青年部長・女性部長合同会議」開催
　　於　東京プリンスホテル　役員4名出席
H25.2.26　東京都間税会連合会「正副会長会議」開催
　　於　がんこ銀座四丁目店　松尾副会長代理出席
　　① 平成25年度通常会費等の都間連分担金について
　　② その他当面の諸問題について
H25.3.22　新宿間税会「臨時副会長会議」開催
　　於　新宿法人会館　役員会議室
　　副会長6名出席
　　① 平成24年度定期総会（案）について
　　② 新宿間税会新会長の任命について
H25.4.3　東京局間連女性部講演会・懇談会の開催
　　於　㈱全日警　本社3階会議室　松尾女性部長出席
　　衆議院議員　小泉進次郎様による講演
H25.4.19　第5回　団体長会議開催
　　於　新宿税務署 地下大会議室
　　① 平成24年度分確定申告期広報施策の結果報告について
　　② 平成25年度 小学6年生の「税に関する標語」について
　　③ 新宿租税教育推進協議会定期総会について
H25.4.25　新宿間税会「理事会」開催
　　於　新宿税務署 地下大会議室
　　役員13名　署側3名出席
　　① 平成24年度定期総会（案）について
　　② 会報「たっくす」の夏号の発行について
　　③ 青年部・女性部合同研修会について
　　④ 印紙税部会研修会について
H25.4.26　東京局間連傘下間税会青年部長研修会開催
　　於　㈱全日警　本社3階会議室　担当役員1名出席
　　「消費税の税率引上げをめぐる諸問題について」
H25.5.28　第31回　新宿租税教育推進協議会（総会）
　　於　新宿区役所本庁舎5階
　　① 会則の改正（案）・幹事の改選（案）について
　　② 平成24年度事業報告について
　　③ 平成25年度事業計画（案）について
H25.6.6　第20回　新宿間税会ゴルフコンペ開催
　　於　嵐山カントリー倶楽部
　　役員・会員14名参加
　　★別稿参照
H25.6.10　東京都間税会連合会第8回通常総会
　　東京局間連第40回通常総会
　　青年部第35回通常総会・女性部第32回通常総会
　　於　東京會館　役員3名出席
H25.6.13　新宿間税会「平成24年度定期総会」開催
　　於　ハイアットリージェンシー東京
　　役員・会員36名　署側5名出席
　　★別稿参照
H25.6.18　第6回　団体長会議開催
　　於　新宿税務署　地下大会議室
　　① 平成24年度団体長会の行事等実績について
　　② 平成25年度団体長会の行事等計画（案）について
　　③ 各団体における最近の活動について
H25.6.25　団体長会意見交換会
　　於　都庁第一本庁舎　南側32階
　　川野会長と事務局が参加
H25.6.29　会報「たっくす」第64号編集会議
　　於　新宿税務署　大会議室　役員8名　署側2名出席
H25.7.18　新宿税務署表敬訪問（新宿税務署職員定期異動に伴う）
　　於　新宿税務署　役員8名出席
H25.7.31　第1回　団体長会議開催
　　於　新宿税務署 地下大会議室
　　① 平成25年度団体長会の行事等計画について
　　② 6団体交流会の役割分担について（案）
　　③ 大新宿区まつり「ふれあいフェスタ2013」について
　　④ 6団体共催「署長講演会」について（案）
H25.8.7　税務関係6団体共催 平成25年度「交流会」開催
　　（新宿税務署職員定期異動に伴う）
　　於　ハイアットリージェンシー東京　役員14名出席

◎東京国税局間税会連合会創立40周年記念式典

第40回東京国税局間税会連合会総会（25.6.10 東京會館）において、創立40周年記念式典が催され当会より、宮武和良殿が功労者表彰受彰の栄に浴されました。心からお祝い申し上げます。



～新宿税務署からのお知らせ～

新宿税務署正面入口左側用地（旧コインパーキング）で高層マンション建築工事が開始されました。
工事期間中は、工事車両の進入等により、税務署入口への進入路が狭くなっております。
お車でのご来署、またご通行の際には、十分にご注意いただきますようお願いいたします。
なお、工事期間は平成 26 年 3 月末までの予定です。



【お問合せ】　新宿税務署　総務課
電話03−3362−7151

忘れずに納付してね。
みんなの大事な消費税

消費税は、預り金的性格を有する税です。
期限内納付をお願いいたします。



署の主な人事異動

職名	新		旧	
	氏名	前任	氏名	異動先
署長	髙橋幸治	局・調査二部・次長	武田恒男	退職
副署長（個担）	大石正樹	札幌局・調査査察・統括査察官	根本修	庁・東京派遣・監督評価官
副署長（法担）	窪田悟嗣	留任	窪田悟嗣	留任
副署長（法担）	謝花喜也	庁・沖縄派遣・監察官	深澤英雄	局・調査四部・調査45・統括官
副署長（総担）	太田秀夫	留任	太田秀夫	留任
総務課長	橋本和子	王子・総務課長	石塚剛	世田谷・副署長
税務広報広聴官	肥沼忍	留任	肥沼忍	留任
総務課長補佐	番家寛和	留任	番家寛和	留任
管理運営１統括官	矢田貝薫	留任	矢田貝薫	留任
徴収１統括官	今木健太郎	留任	今木健太郎	留任
個人課税１統括官	齊藤康弘	東村山・個人１・統括官	上山誠	東京上野・個人１・統括官
資産課税１統括官	北村勝	課税一部訟務官室・総括主査	錦織諭	東京上野・資産・特別調査官
法人課税１統括官	石崎智之	練馬西・法人１・統括官	島根仁	渋谷・源泉・特別調査官
法人課税２統括官	冨澤隆	課税二部・調査２・主査	近藤慶浩	新宿・法人９・統括官
上席	久保武好	留任	久保武好	留任
〃	佐藤文雄	荒川・法人特官付・上席調査官		
〃	伊藤真弘	玉川・法人１・上席調査官	松浦明美	豊島・法人１・上席調査官
事務官	新居裕介	新宿・法人９・事務官	杉本幸子	新宿・管理運営・調査官
〃	源久秀幸	新宿・法人１・事務官	高橋綾	局・査察管理・調査官
〃	安田有貴	新宿・法人１・事務官	村田傑	京橋・法人７・事務官
〃	大隈薫代	新宿・法人１・事務官	青木玲	新宿・法人８・事務官

※消費税・印紙税等の担当窓口は、法人課税第２部門です。
部門の全員を記載しておりますので、お気軽にご相談ください。

e-Tax（イータックス）あなたにとっても、イータックス
自宅や事務所から国税の申告や納付、法定調書等の提出ができる便利でうれしいサービスです。

1　所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告ができます。
2　すべての国税の納付ができます。
3　国税に関する申請・届出等ができます。
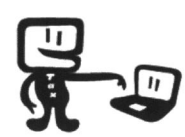
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
www.nta.go.jp
国税局・税務署

消費税法改正のお知らせ

平成25年3月
国　税　庁

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

1　消費税収入の使途が明確化されました。
2　消費税率を引き上げることとされました。
3　特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。
4　任意の中間申告制度が創設されました。
5　税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

1　消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障４経費）に充てるものとされました。

（注）　地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障４経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2　消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり２段階で引き上げることとされました。

区分＼適用開始日	現　行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% （消費税額の25／100）	1.7% （消費税額の17／63）	2.2% （消費税額の22／78）
合　計	5.0%	8.0%	10.0%

※　経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※　引上げ後の税率は、経過措置（「５ 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

政府としては、消費税率の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、平成元年の消費税導入時、平成９年の税率引上げ時を上回る対策を講じることとしています。

※ 詳しい資料は下記ＵＲＬ（消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部）からご覧になれます。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/index.html

○　お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

○　税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

主な経過措置の概要

○ 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率（5%）が適用されます。

（注）8%から10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

経過措置の内容	
① 旅客運賃等 平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの	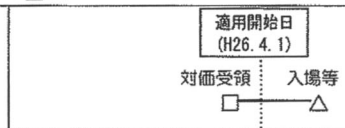
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの	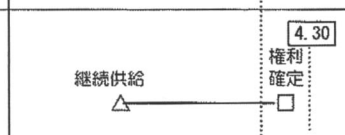
③ 請負工事等 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウエアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	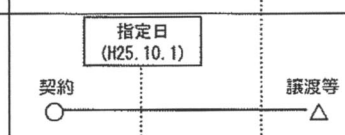
④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、平成26年4月1日以後行う当該資産の貸付け	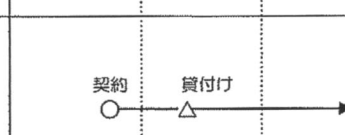
⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供(*)に係るものをいいます。）に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 ＊「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。	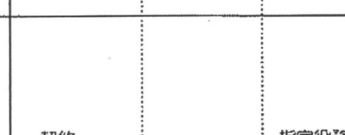
⑥ 予約販売に係る書籍等 平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの	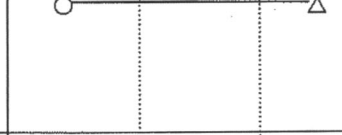
⑦ 特定新聞等 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの	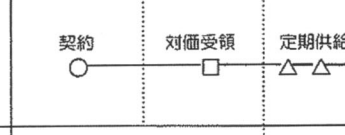
⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売	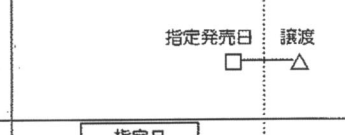
⑨ 有料老人ホーム 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供	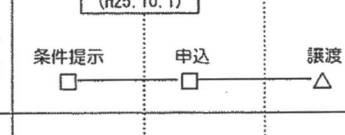

※　上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

平成 26 年４月１日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いＱ＆Ａ

（工事の請負等に係る契約の範囲）

問　改正法附則第５条第３項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用対象となる契約はどのようなものですか。

【答】

改正法附則第５条第３項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用対象となる契約は、平成８年 10 月１日から指定日の前日（平成 25 年９月 30 日）までの間に締結した次の契約です（改正法附則５③）。

① 工事の請負に係る契約

日本標準産業分類（総務省）の大分類の建設業に分類される工事につき、その工事の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約をいいます（経過措置通達 10）。

② 製造の請負に係る契約

日本標準産業分類（総務省）の大分類の製造業に分類される製造につき、その製造に係る目的物の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約をいいます（経過措置通達 11）。

（注） 製造物品であっても、その製造がいわゆる「見込み生産」によるものは「製造の請負に係る契約」によって製造されたものにはなりません。

③ これらに類する契約

測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の制作、ソフトウエアの開発その他の請負に係る契約（委任その他の請負に類する契約を含みます。）で、仕事の完成に長期間を要し、かつ、当該仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとされているもののうち、当該契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているものをいいます（改正令附則４⑤）。

（注） 「仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの」には、建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものも含まれます。

（青田売りマンション）

問　マンションの販売を行っている当社では、事前にモデルルームを公開して、マンションの完成前に売買契約を締結する、いわゆる青田売りを行う場合があります。

この場合、改正法附則第５条第３項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。

【答】

改正法附則第５条第３項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》の規定の適用対象となる契約には、建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものも含むこととされています（改正令附則４⑤）。

この場合の「注文に応じて」とは、譲渡契約に係る建物について、注文者が壁の色又はドアの形状等について特別の注文を付すことができることとなっているものも含まれます（経過措置通達 13）

したがって、マンションの青田売りの場合であっても、壁の色又はドアの形状等について特別の注文を付すことができるマンションについて、指定日の前日（平成 25 年９月 30 日）までに譲渡契約を締結した場合には、この経過措置が適用されます。

また、次のような場合の経過措置の適用関係は、それぞれ次のとおりとなります。

① 建物の購入者の注文を付すことができる青田売りのマンションであるが、購入者の希望により標準仕様（モデルルーム仕様）の建物を譲渡した場合……購入者が「標準仕様」という注文を付したのであるから、指定日の前日までに契約をしたものであれば経過措置が適用されます。

② 建物の購入者の注文を全く付すことができない青田売りマンション（設計図どおりの仕様で建築するマンション）を譲渡した場合……購入者が注文を付すことができないことから、経過措置が適用されません。

③ ②のマンションで、契約後、購入者が内装等の注文を付すことを認め、その仕様に基づいて内装等をして建物を譲渡した場合……既に締結している契約を指定日の前日までに変更して、購入者の注文を付して建築した建物を譲渡する場合については、経過措置が適用されます。

e-Tax（イータックス） あなたにとっても、イータックス
自宅や事務所から国税の申告や納付、法定調書等の提出ができる便利でうれしいサービスです。

インターネットバンキングや ATM〔ペイジー　マークが表示されているものに限ります〕を利用いただくとすべての国税の納付ができます。また、簡単な操作で納付ができる「ダイレクト納付」でも納付できます。

Pay-easy（ペイジー）

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
www.nta.go.jp

国税局・税務署

追悼　田尾 有一 前会長

平成25年3月5日　田尾 有一 前会長が永眠されました

謹んでご逝去を悼み　心からのご冥福をお祈り申し上げます



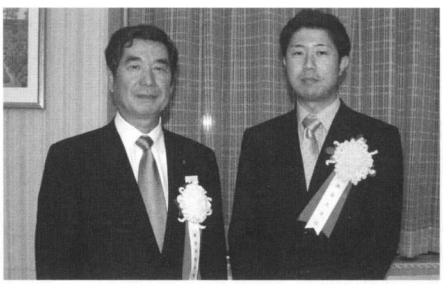









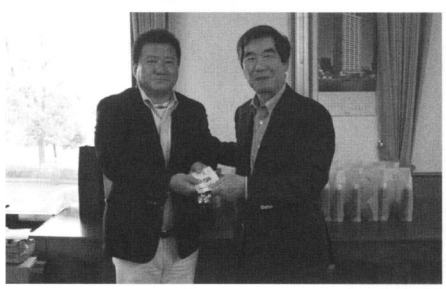



















故･田尾有一氏は、株式会社アリミノ社長として、1989年5月より23年間、新宿間税会の会長を務められました。誰からも慕われる人柄で、長年にわたり新宿間税会の発展に寄与されました。

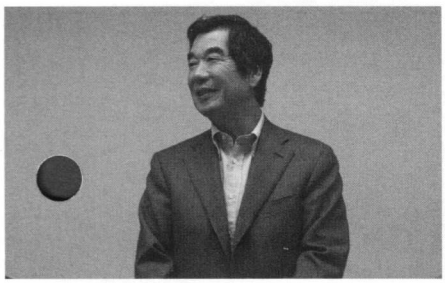



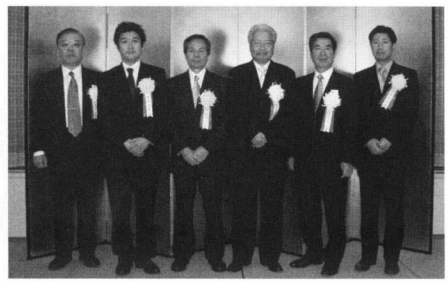

















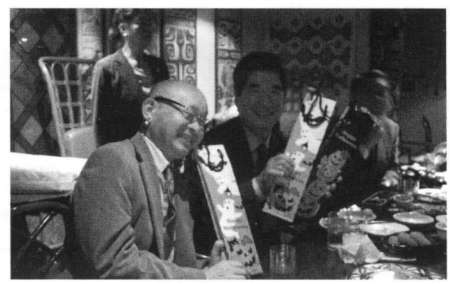









企業の健全な発展と交流

平成25年度会員募集中!

新宿間税会では、趣旨にご賛同いただき、活動にご協力くださる新規会員を募集しています。

新宿間税会は、消費税を中心とした間接税の納税者で組織している団体です。
正しい税務知識の習得、よりよい税制や税務行政をめざして会員の意向を反映した税制改正を要望したり、
各種講演会や研修会を開催しています。異なる業種の会員が参加する各種会活動により異業種交流を図ることが出来ます。
これから迎える少子高齢化社会では、消費税の重要性は益々高まります。
ぜひ当会にご入会いただき、ともに考えてまいりましょう。

新宿間税会の主な活動

新宿間税会では、会報誌「たっくす」の発行をはじめ、
会員の交流を目的とした催しを多数ご用意しております。

・会報誌の発行(年2回)　・税務研修会
・交流会、ゴルフコンペ　・その他レクリエーション



新宿間税会への入会をご希望の方は下記事務局までお問い合わせください。

(株)小田急百貨店　財務部　新宿間税会事務局(担当 斉藤)

ダイヤルイン　**03-5325-2311**
FAX　**03-5325-3609**

年会費　一口 4,800 円

新規会員のご紹介

新宿間税会にご参加いただき、ありがとうございます。これからも様々な活動を通して交流を深めていきたいと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

● Office Breath(ブレス)　〒163-0532 新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル32階

ブレスでは、より良い就労環境を構築するためのお手伝いをさせていただいており、
現在は社労士事業を中心に展開しております。お気軽にご相談いただければ幸いです。
これからよろしくお願い致します!

第20回 新宿間税会ゴルフコンペを開催

6月6日（木）雨模様の曇り空の天候にも関わらず、参加者の熱意が届いたのかスタート前には晴れ間も広がり、コースも自然の地形を直に生かした名門「嵐山カントリー倶楽部」にて14名の参加者で開催されました。古くはジュニア選手権（1965年～1970年）や日本オープン、関東オープン&日本シニアオープンが開催されたコースを存分に楽しみながらプレーすることができました。



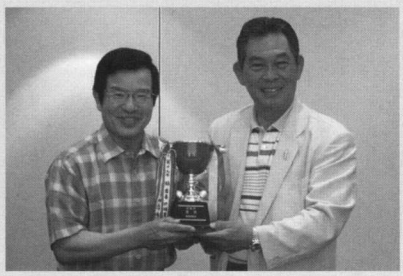

また、プレー終了後の表彰パーティー会場では、成績発表が行われ、自らのプレーを反省するなど、更に親交を深め有意義な一日を過ごすことができました。なお、最終成績は当会の会員　脇 孝喜 様が優勝（2連覇）されました。

次回の親睦ゴルフコンペは秋頃を予定していますので皆様のご参加をお待ちしております。

ホームページの無料掲載をご利用ください!

http://www.shinjuku-kanzeikai.jp/

「顔の見える地域交流（会員紹介）」について・・・

新宿間税会のホームページでは、企業間の交流を広げる場として、
会員の皆様をご紹介するページを用意いたしております。
自社ホームページとのリンク、企業紹介、おすすめの紹介・・・etc.
掲載する内容は事業内容に合わせてアレンジが可能です。
御社の紹介に、会での交流に、ぜひご活用ください。

※掲載料はすべて“無料”です。



【掲載方法】
掲載をご希望の方は、
下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ】
shinjyuku-kanzeikai@i-rori.com
新宿間税会広報（担当 森田）
連絡先：090-4399-5133



Excellent and Elegant

Jewelry and Brand items

ジュエリー・ブランド品など、常時5,000点以上の品ぞろえ。

Gem KAWANO

ジェム・カワノ 新宿中央口店

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-28-11 市嶋第3ビル 1F/B1F

TEL 03-3354-5207(1F)/03-3352-1280(B1F)

営業時間 11:30~20:30

http://www.kawano-gem.co.jp

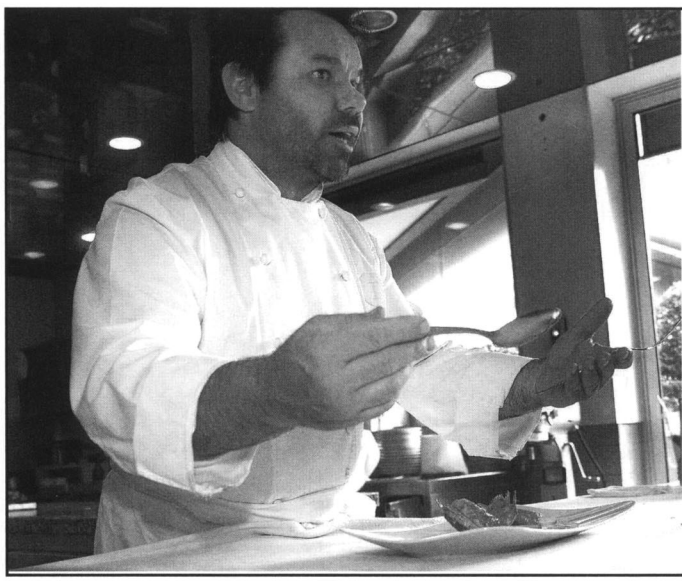

MAISON TROISGROS

三ツ星の味、トロワグロ。

1968年以来、ミシュランの三ツ星の栄誉に輝く、
フランス料理の最高峰トロワグロ。
世界のグルメをうならせるトロワグロの新しい味覚の世界。
日本で唯一、小田急がお届けします。

ODAKYU

小田急・新宿

TEL 03-3342-1111（大代表）

〒160-8001 東京都新宿区西新宿1-1-3

http://www.odakyu-dept.co.jp

カラダにうれしいもの。
心にやさしい時間。

新宿駅からすぐの場所で、新宿の喧噪を忘れるやすらぎを。
「リフレピア」は、健康と美がテーマのショップ＆スポットです。

リフレピア

健康と美の広場

京王百貨店 新宿店8階

Keio 新宿

〒160-8321 新宿区西新宿1-1-4 TEL.03(3342)2111

http://www.keionet.com